

市立岸和田市民病院評価委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市立岸和田市民病院（以下「市民病院」という。）あり方検討委員会からの提言書（平成21年2月提出）を踏まえた活動及び市立岸和田市民病院改革プラン（平成21年3月策定）の実績を検証・評価する委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検証・評価する。

- (1) 市民病院あり方検討委員会の提言内容に関する取り組み状況について
- (2) 市民病院改革プランに関する実績について
- (3) その他今後の病院運営に際し、特に重要と認められる事項について

(組 織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 公立病院の院長又は管理者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 地域の医師会を代表する者
- (4) 地域の住民を代表する者
- (5) 公認会計士資格保持者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(事務局及び庶務)

第6条 委員会の事務局は、市民病院事務局経営管理課に置き、庶務を処理する。

(その他定めのない事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日をもって廃止するものとする。